

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

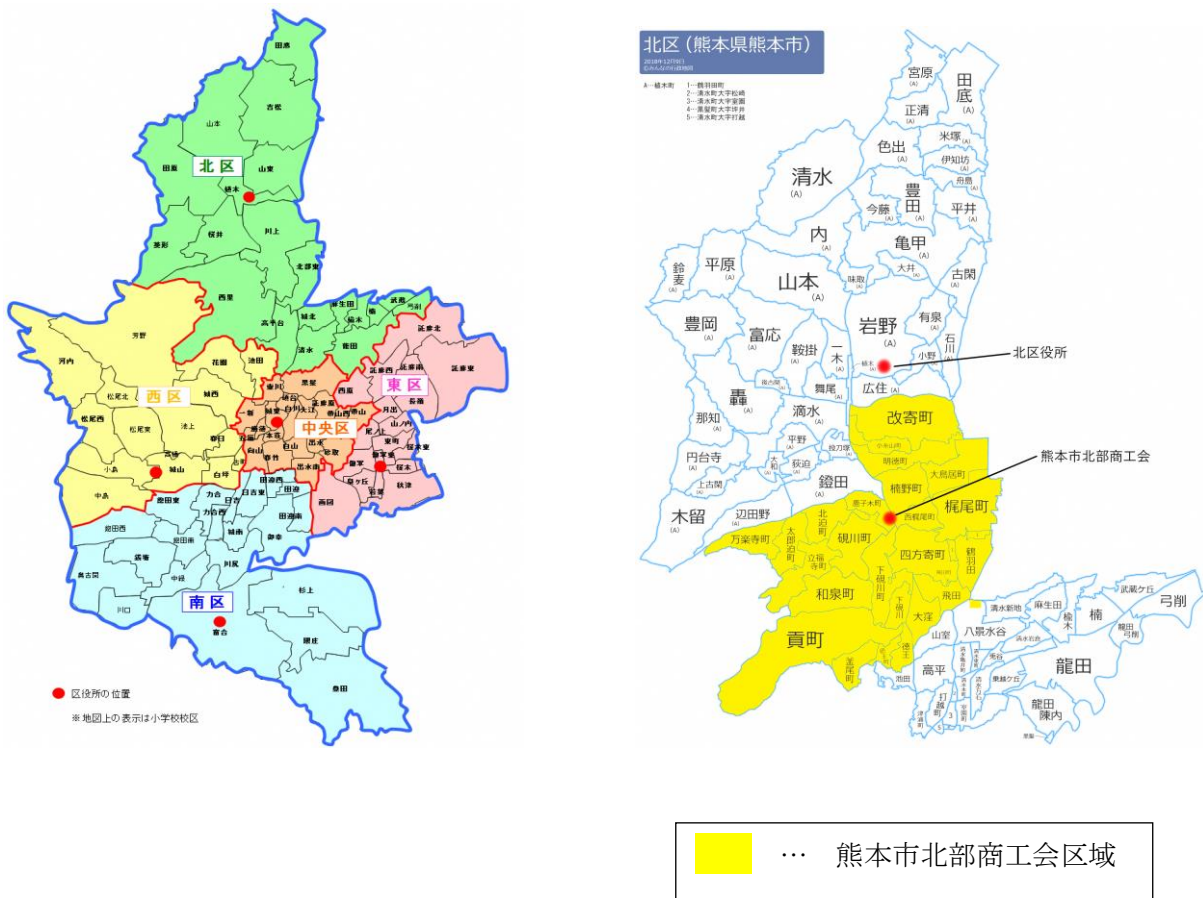
○熊本市北部商工会地区の立地

熊本市は平成 24 年 4 月に政令指定都市となり、中央区・北区・東区・西区・南区に区割りされ、当会は北区に位置する。北区は 5 つの区の中で最も面積が大きく、北区南部は計画的に開発された市街地が広がる一方で、立田山や白川・八景水谷水源といった自然環境と共存している。

北区は、福岡・久留米方面から熊本市中心部へと南北を繋ぐ国道 3 号線を軸に市街地が広がり、その後背地では農業生産環境に恵まれ、各種農産物は全国的にも高い知名度と競争力を持っている。

当会の区域は、平成 3 年に熊本市と合併する前の「旧北部町」であり、北区の中央部に位置しており、国道 3 号線を軸に広がった市街地で、熊本市のベッドタウン的性格として発展してきた。周辺は農地・山林に囲まれた地形となっている。

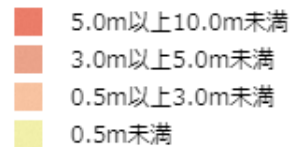
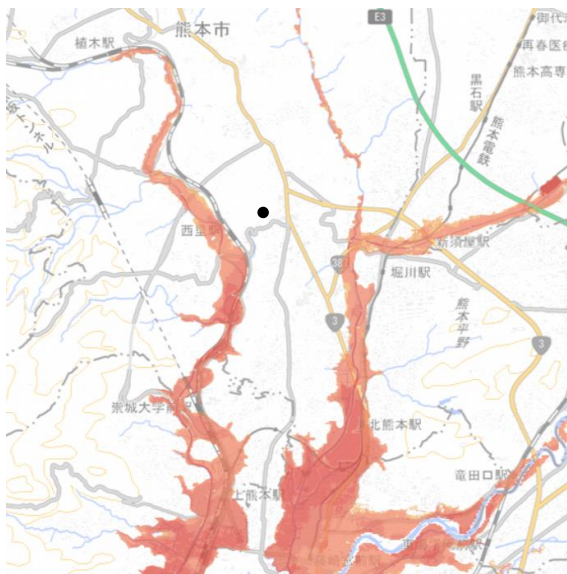
また、地区内には「北部工業団地」や「シグマ工業団地」、生活者交流型の食品工業団地「フードパル熊本」があり、工業が盛んである。



1. 地域の災害リスク

○洪水（ハザードマップ）

北部地区には、井芹川、坪井川が流れており、水位に注意が必要である。当市のハザードマップによると、当会が立地する西里校区・北部東校区の一部地域において0.5m～3.0m未満の洪水被害が予想されている。

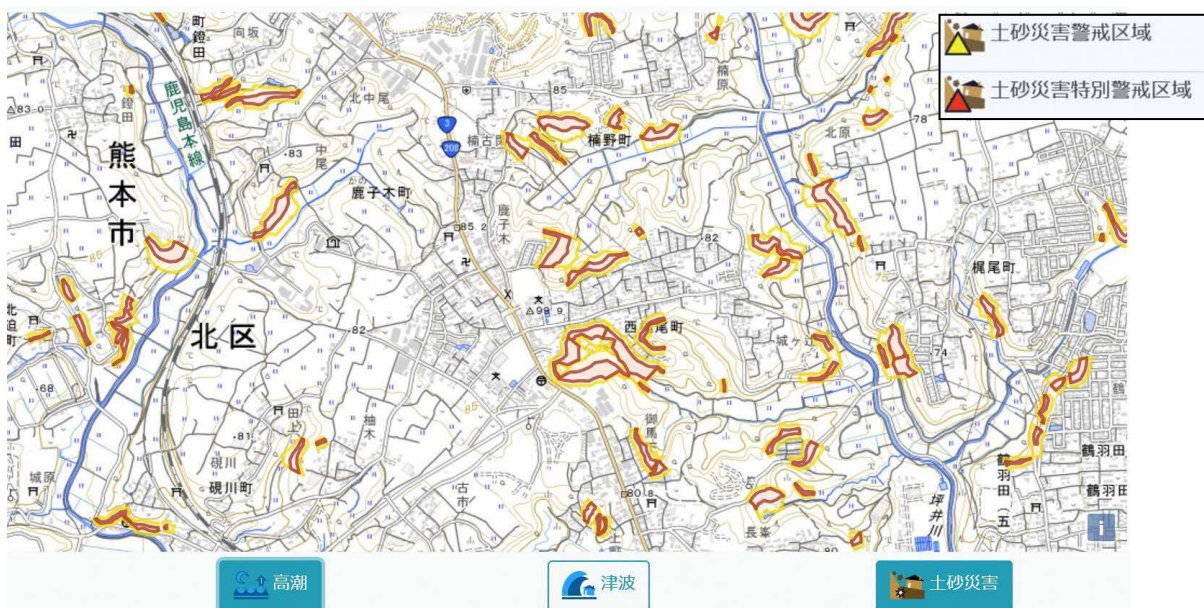


当会の南に位置する徳王地区では3.0m～10.0m未満の洪水が予想されており、主に田畑が多いが、一部主要道路である県道31号線やJR 鹿児島本線が通っているため、交通網に影響がでる可能性が予想される。

●熊本市北部商工会

○土砂災害（ハザードマップ）

当市のハザードマップによると、川上校区・西里校区・北部東校区の3校区に土砂災害が散見される。区域内には多数の丘陵や起伏の多い地形があるため、豪雨や長雨、地震の際には、広い範囲で警戒が必要となる。



○地震（J-SHIS）

当会付近では、震度5強以上の地震が今後30年以内に発生する確率が24.7%と予想されている。また、北部東校区はさらに確率が高く、42.7%と予測されており、当会の地域の中でも住宅が密集している地区である。

なお、地震による津波、高潮の被害は想定されない。



- 熊本市北部商工会
- 北部東校区付近

○台風・その他災害

近年、台風の発生回数や上陸回数が増加傾向であり、夏から秋にかけて長期間警戒が必要である。また、夏場は一時的な豪雨による被害が想定され、令和2年熊本豪雨の際は大雨が降り、水がはけきれず3号線及び旧3号線に大量の雨が流れ、浸水など被害が発生している。

○感染症

新型インフルエンザは、10年から40年周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とする感染症については、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

2. 商工業者の状況

- ・商工業者数 874名 （令和3年（2021年）3月31日現在）
- ・小規模事業者数 632名 （ ” ” ）

※令和3年（2021年）3月31日現在当会独自調査

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所立地状況等）
卸売・小売業	241	135	幹線道路や市街地に多い
宿泊・飲食業	77	40	幹線道路や市街地に多い
サービス業	216	151	幹線道路や市街地に多い
製造業	90	70	工業団地に集積
建設業	130	120	全域に分散
その他	120	116	全域に分散

合計	874	632	
----	-----	-----	--

3. これまでの取組

(1) 熊本市の取組

- ・地震ハザードマップ作成 平成23年(2011年)3月作成
- ・防災訓練の実施 平成29年(2017年)4月から毎年4月に実施
- ・地域防災計画の業務継続計画策定 平成30年(2018年)5月改定
- ・統合型ハザードマップ作成 令和2年(2020年)4月作成
- ・防災備品の備蓄(備蓄食料22万食/1日分)

(2) 熊本市北部商工会の取組

- ・熊本県商工会連合会から発送される事業者BCPに関する施策の周知
- ・消火器等防災備品の定期交換
- ・熊本県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・熊本市中央消防署指導の下、消防計画を作成し自衛消防組織を策定(自衛消防隊長、通報連絡班、消火班、避難誘導及び搬出救護班)、併せて予防管理組織を策定(防火管理者、火気使用設備及び消防用設備等の検査班、人命安全管理班、火元責任者)
- ・熊本市北消防署主催「第1回防火・防災研修会」への参加
(令和元年(2019年)9月13日)

II 課題

(1) 事業者BCPもしくは事業継続力強化計画策定の課題

管内の事業者のBCP策定状況について、マンパワーが不足しており調査等は実施していない為、正確な策定状況は把握できていない。しかし、経営相談や巡回指導からBCPを策定している事業者は極めて少ないと実感している。

よって、事業者BCPの策定に関する市全体の取組状況は「普及・啓発段階」にあり、事業者独自の策定の動きやこれらを支援する商工団体の取組もまだまだ本格化していないのが実態である。しかしながら、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨、新型コロナウイルス感染症により事業継続リスクへの関心が高まっており、管内事業者への更なる「普及・啓発」が求められている。

国をはじめ関係機関等から事業者BCPの策定ガイドラインやフォーム等が提供されているが、小規模事業者にとってはハードルが高すぎるとの意見が事業者・支援者双方からあり、小規模事業者向けのBCP策定ツールが必要である。

また、市と商工会、商工会連合会、専門家や損害保険会社との連携による取組強化への必要性が高まっている。

【参考】帝国データバンク「事業継続計画(BCP)に対する九州企業の意識調査(2020年)」
(令和2年(2020年)5月調査、有効回答企業数903社)

①『策定している企業』について

「大企業」 21.1%

「中小企業」 9.7%

「小規模企業」 6.0%

※小規模企業の策定割合は低い

②「(策定していない企業へ質問) BCPを策定していない理由」について

1位「策定に必要なスキル・ノウハウがない」 42.7%

2位「書類づくりで終わってしまい、実践的に使える計画にすることが難しい」
26.6%

3位「策定する人材を確保できない」 25.5%

③「(策定意向ありの企業へ質問) 事業の継続が困難になると想定しているリスク」について

1位「感染症」 68.4%

2位「自然災害」 66.1%

3位「取引先の倒産」 35.5%

(2) 当会のBCP策定の課題

現状では、緊急時の取組について防火・防災のみの策定にとどまっており、協力体制の具体的な体制やマニュアルが整備されていない。

(3) 支援人材（経営指導員等）の課題

平成28年熊本地震や新型コロナウイルス感染症等を経験したことで、緊急時の対応を推進するノウハウを持つ経営指導員等は在籍している。

しかし、ノウハウの共有化や平時の対応について十分とまではいえない。支援者側の事業者BCP策定に関する支援スキルの向上や、専門知識やノウハウを持つ専門家や損害保険会社等との連携も十分とはいえないのが現状である。また、経営指導員等はリスク対策として保険・共済について助言にあたっているものの、事業者BCPを策定していない為、リスクファイナンスにおける保険・共済の重要性を認識させるまでは至っていない。

支援人材（経営指導員等）のBCP支援力の向上及び組織内でのノウハウの共有化、専門家や損害保険会社との連携が必要である。

(4) 感染症対策の課題

事業者BCPそのものの策定が少なく、感染症対策をBCPに落とし込んでいることは、ほとんどないと思われる。よって、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨やアルコール消毒、手洗い・うがいの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性について周知する必要がある。

III 目標

1. 定性目標

(1) BCP策定の必要性の周知強化

当会及び当市により、地区内小規模事業者に対し広報誌やメルマガ等による普及・啓発を行い、災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

(2) 事業継続力強化計画セミナーの開催

地区内小規模事業者を対象とした、「事業継続力強化計画に関するセミナー」を年1回開催する。開催通知は、対象者への郵送及び当会のFAX瓦版等にて情報発信をする。

(3) 策定後のフォローアップの実施

事業所が策定した事業継続計画（BCP）もしくは事業継続力強化計画の取組状況の確認や、必要に応じて見直し修正を行い、従業員・関係者にも周知を行うフォローアップの実施支援を行う。

(4) 被害の把握・報告ルートの確立

発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。

(5) 感染症等発生における連絡体制の構築

「海外発生期」「国内感染者発生期」「国内感染拡大期」「社内感染者発生期」と各段階に応じて速やかに感染拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

2. 定量目標

熊本市北部商工会	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	合計
①「普及・啓発」 チラシやFAX瓦版による周知	1回	1回	1回	1回	1回	5回
②小規模事業者BCP 策定セミナー開催数	1回	1回	1回	1回	1回	5回
③小規模事業者BCP 策定件数	2件	2件	2件	2件	2件	10件
④策定後 フォローアップ件数	—	2件	2件	2件	2件	8件
⑤職員向けBCP 策定支援研修	1回	1回	1回	1回	1回	5回

BCP策定件数：経営指導員1名あたり1件を策定目標とする。

策定後のフォローアップは翌年度に1回／者を目標とする。

5年間で10社の策定が実現すれば管内小規模事業者632者の策定割合を1.6%引き上げることができる。

熊本市	目的	目標	
①普及・周知	国など関係機関が実施するセミナーや支援策等の情報を広く周知する	メルマガ配信	複数回
②計画策定支援	事業継続力強化計画策定の支援を行う	セミナーの開催	年1回

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

- (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 令和3年(2021年)10月1日 ～
令和8年(2026年)3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

本計画を基に役割分担、体制を整理し、自然災害等発生時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

地区内小規模事業者に対するBCP計画の必要性について普及・啓発を目的として、損害保険会社と連携し、BCP策定セミナーを開催する。年度事業計画に計画策定支援件数の目標数を定め、それぞれの目標達成に向けた取組を行うこととする。

①広報等による啓発活動

FAX瓦版や市広報等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取組む事業者の紹介等を行う。

②ハザードマップによるリスクの周知

経営指導員等が巡回にて地区内小規模事業者を訪問し、ハザードマップ等を用いながら、それぞれの事業所の立地場所における自然災害等のリスク、避難所、緊急医療機関等の連絡先等について確認することによって、いざという時の備えなど防災への意識を高める。また、国や関係機関が運営する「防災ポータルサイト」等のQRコード等を各事業者に対して周知し、スマートフォン等での共有・活用普及を図る。

③リスク軽減のための損害保険などの提案の実施

事業者BCPを検討する際、自然災害に伴うリスクは、建物等の損害のみならず、休業に伴う損失、事業主・従業員等のケガ、連鎖倒産、復旧資金の備えなど多岐にわたるため、これらのリスクへの対策をあらゆる角度から検証することが求められる。そこでリスク管理状況を確認するためのヒアリングを巡回や窓口相談時に実施するとともに、リスクを軽減するための取組や対策を説明・提案し、BCP策定セミナーの開催に合わせ保険相談等を実施する。

④事業者BCP策定に関する支援

小規模事業者に対し、事業者BCP(簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等についての助言を行う。策定支援にあたっては、特にハザードマップで被害が想定されている事業所を優先として、次のような普及啓発セミナー等を行う。

- ・BCP策定支援研修(職員向け)

職員を対象としたリスクマネジメント基礎研修、管内の災害リスク、小規模事業者向けBCPの作成などのスキルを習得する。

- ・BCP策定セミナー(小規模事業者向け)

自社のリスク診断のほか、専門家講師により、独自のマニュアル等を用いたワークショップなど演習型のBCP策定のセミナーを実施する。

・個別支援（小規模事業者向け）

セミナー参加者に対するセミナー終了後のBCP策定のアドバイス補足支援やセミナー参加者以外でもBCP策定を進めている事業者に対する支援を個別に行うとともに、リスクを軽減するための対策を提案する。

⑤感染症対策に関する支援

- ・感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
(<https://corona.go.jp/prevention>)
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT機器やテレワーク環境を整備するための情報や支援策を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・近年、大規模自然災害が全国各地で多発しているため、当会における事業継続計画について、今後5年サイクルで更新を行う。

3) 関係団体等との連携

- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示を依頼する。事業継続の取組に関する専門家に依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付きの休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・当会と当市で、状況確認の共有や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・当市や当市内消防署などが開催する防災訓練に参加し、あらゆる災害に対応した連絡ルート等の確認を行う。

< 2. 発災後の対策 >

災害等の発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。（SNSや肥後銀行Big Advanceなどを利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を当会と当市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発令された場合、熊本市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保し、警報解除後に出勤する。
- ・当市又は当会の職員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

被害規模の目安は以下の規定とする。

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	・地区内の事業所のうち「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が10%程度発生している。 ・地区内の事業所のうち「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など大きな被害が1%程度発生している。 ・被害が見込まれている地域においてライフラインの遮断により確認ができない。
被害がある	・地区内の事務所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が1%程度発生している。 ・地区内の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が0.1%程度発生している。
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報はない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後から2週目	1日に1回共有する
2週目から1か月	3日に1回共有する
1か月以降	週に1回共有する

- ・感染症流行の場合、当市で取りまとめた「熊本市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 災害時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、熊本県商工振興金融課、熊本県商工会連合会あてにメール又はFAX等にて当会又は当市より報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を熊本県の指定する方法にて当会又は当市より熊本県へ報告する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・熊本県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を熊本県や熊本県商工会連合会等に相談する。
- ・発災後の各種支援制度（融資制度、補助制度等）についても、国の機関や熊本県等を通じて当会・当市で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年4月1日)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）

熊本県 商工会連合会 法定経営指導員	連携	熊本市 北部商工会 経営指導員	連携 連絡調整	熊本市 経済政策課	連携 確認	熊本市 危機管理防災 部
--------------------------	----	-----------------------	------------	--------------	----------	--------------------

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名	連絡先
野村宗靖（熊本市北部商工会）	後述（3）①参照
福田康生（熊本県商工会連合会）	後述（3）①参照

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認・見直し等フォローアップ（1年に1回）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①熊本市北部商工会

〒861－5521 熊本県熊本市北区鹿子木町151－1

TEL：096－245－0127／FAX096－245－0197

E－mail：hokubu@ruby.ocn.ne.jp

熊本県商工会連合会 特任支援課

〒860－0801 熊本県熊本市中央区安政町3番13号

TEL：096－325－5161／FAX：096－325－7640

E－mail：info@kumashoko.or.jp

②熊本市 経済観光局 産業部 経済政策課

〒860－8601 熊本県熊本市中央区手取本町1番1号

TEL：096－328－2950／FAX：096－324－7004

E－mail：keizaiseisaku@city.kumamoto.lg.jp

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
セミナー開催費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
熊本県補助金、熊本市補助金、会費収入、事業収入 等
※専門家派遣は、熊本県商工会連合会エキスパート専門家派遣や連携保険会社等を活用する。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等